

「坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 7年 3月19日

坂 城 町 長

坂城町規則第 7号

坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
坂城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職の勤勉手当）

第8条の2 条例第23条の2前段の規則で定める者は、第8条第1項に規定する者とする。

第12条中「10円未満」を「この額に1円未満」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

2 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和56年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「非常勤の職員」を「法第22条の2第1項に規定する職員」に改め、「除く。」の次に「以下「会計年度任用職員」という。」を加え、同条第3項中「非常勤職員のうち勤務を要する日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者（以下「常勤的な非常勤職員」という。）」を「法第22条の2第1項第2号に規定する職員」に、「常勤的な非常勤職員と」を「同号に掲げる職員と」に改める。

第5条第1号中「非常勤の職員」を「、会計年度任用職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定を適用する場合において準用する。

第8条第2項第1号中「非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改める。